

津別町町有林 J-クレジット認証・販売業務
公募型プロポーザル方式
実施要項

令和 7 年 3 月

津別町

津別町町有林 Jークレジット認証・販売業務 公募型プロポーザル方式 実施要項

令和 7 年 3 月 1 7 日

津別町産業振興課

津別町（以下「町」という。）では、町が管理する町有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Jークレジット制度」という。）に基づく Jークレジットの認証、販売に取り組むため、町と共同で Jークレジットの認証、販売に取り組む者を下記の公募型プロポーザル方式による審査により選定する。

1 事業概要

（1）事業名

津別町町有林 Jークレジット認証・販売業務

（2）発注者

北海道網走郡津別町字幸町 4 1 番地 津別町長 佐藤 多一

（3）事業目的

町は約 1, 3 9 5 ha の町有林を経営し、間伐等の町有林整備を行いながら森林の持つ生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に貢献する二酸化炭素の吸収、水源涵養機能、木材の供給等公益的機能の発揮に貢献している。それら町有林が持つ公益的機能の評価を行い、Jークレジット制度に基づくクレジットの販売を行うことで、その収入を町の林業・林産業施策の推進に還元し、経済性と公益性に配慮した持続可能な社会の実現に向けて取り組む。

（4）受託候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

（5）協定期間

締結の日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで（予定）

※協定内容を継続することが適当でないと認められるときは、協定書に基づき契約を解除することがある。

（6）業務内容

仕様書のとおり。

（7）連絡先

本プロポーザルの担当部署等は、以下のとおりである。

津別町役場 産業振興課 再エネ推進係

〒0 9 2－0 2 9 2 北海道網走郡津別町字幸町 4 1 番地

TEL 0 1 5 2－7 7－8 3 8 7 FAX 0 1 5 2－7 6－1 2 1 7

電子メール saiene@town.tsubetsu.lg.jp

(8) 町からの提供資料

本プロポーザルに係る町からの提供資料（森林経営計画等）については、参加資格審査結果通知時に提供する。

2 プロポーザルのスケジュール

No.	項目	期間等
1	実施要項等の公表	令和7年3月17日（月）
2	質問受付	令和7年3月17日（月）から 令和7年3月24日（月）午後5時まで
3	質問回答	令和7年3月27日（木）
4	プロポーザル方式参加申込書の受付	令和7年3月17日（月）から 令和7年3月28日（金）午後5時まで
5	参加資格審査結果通知	令和7年4月 4日（金）まで
6	提案書類受付	令和7年4月 4日（金）から 令和7年4月23日（水）午後5時まで
7	審査 （書類審査、プレゼンテーション審査）	令和7年5月13日（火）
8	審査結果公表	令和7年5月中旬まで
9	優先交渉権者との協議 （提案内容に基づく協定書調整）	令和7年5月下旬まで
10	協定締結	令和7年5月30日（金）まで
11	業務開始	令和7年6月 2日（月）から

※上記スケジュールについては変更となる可能性がある。

3 公募方法

(1) 公表場所

町ホームページ

(2) プロポーザル方式参加申込書の受付期間

令和7年3月17日（月）から令和7年3月28日（金）まで

4 選定方法

担当者が資格審査を実施し、本要項に定める要件を満たす提案者を審査対象として選考する。また、審査として「津別町Ｊークレジット認証・販売業務プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）」において、業務内容、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査を行って、本業務の受託候補者となる事業者を選考する。なお、このプ

ロポーザルに参加した他の参加者の情報は公開しない。

選定結果については、提案者全員に対し、事後の結果のみ通知する。

5 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務を遂行する能力を有し、参加申込書提出時点において、以下の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とする。

ただし、複数の事業者が共同で参加する場合は、共同事業体で構成する全ての事業者において要件を満たす必要がある。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ②国（公社・公団含む）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ③会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。
また、破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中の者でないこと。
- ④会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑥津羽町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）に掲げる対象者に該当しないこと。
- ⑦法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑧J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録申請及び、J-クレジット認証申請並びにJ-クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者であること。
- ⑨この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

(2) 共同事業体による参加

共同事業体として参加する場合は、次のとおりとする。

- ①共同事業体として参加する場合は、統括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定め、代表事業者が手続きを行うものとする。
- ②単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- ③1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ④共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及

び構成事業者の変更は、原則として認めない。

(3) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

6 失格事項

参加申込を行い町から参加資格を認められた者（以下、「参加資格者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①「5 参加資格」に定めた資格が備わっていないことが判明したとき。
- ②差し替え等の処理を行わず複数の企画提案書等を提出したままとしたとき。
- ③提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥本プロポーザルに関し町が開催した企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを欠席もしくは説明、回答を拒否したとき。
- ⑦その他、不正な行為があったとき。

7 プロポーザルの手続き

(1) 実施要項等に関する質疑の受付及び回答

- ①受付期間 令和7年3月17日（月）から令和7年3月24日（月）まで
- ②提出方法 質疑書（様式2）に記入し、メールにて提出すること
- ③提出先

津別町役場 産業振興課 再エネ推進係

〒092-0292 北海道網走郡津別町字幸町41番地

TEL 0152-77-8387 FAX 0152-76-1217

電子メール saiene@town.tsubetsu.lg.jp

なお、電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

④質疑回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ、令和7年3月27日（木）に町ホームページ内にて掲載する。なお、質疑のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

(2) 参加資格審査に係る資料の提出

①提出期間 令和7年3月17日(月)から令和7年3月28日(金)まで

②提出方法 提出書類は、持参又は郵送とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時00分までとする(郵送による提出の場合は、期間内必着のこと)。

③提出場所 本要項「7・(1)・③提出先」に同じ。

④提出書類

ア 様式等

(ア) 参加申込書(様式1-1、または様式1-2)

(イ) 会社概要書(様式1-4)

(ウ) 事業実績書(様式1-5)

(エ) 法人登記事項証明書(交付から3か月以内のもの。複写可。)

(オ) 定款

(カ) 国税及び地方税の納税証明書(滞納がないことを証する書類で、発行後3か月以内のもの。複写可。)

(キ) 法人の経営状況等を説明する書類(直近2年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。複写可。)

イ 提出部数

各1部(様式以外も同じ。)

⑤作成要領

ア 共通

提出する書類の規格は、日本産業規格A列4番(以下「A4」という。)とする。ただし、様式以外についてはこの限りではないが、A4以上の場合は、A4に折り込んで提出すること。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類は受理しない。

イ 参加申込書(様式1-1、または様式1-2)

代表者印を押印の上、提出すること。併せて、様式1-4及び様式1-5等の必要な書類を添付すること。

ウ 事業実績書(様式1-5)

過去に行った事業実績(類似可)について、記入すること。

(3) 参加資格審査の実施方法

本要項「7・(2)・④提出書類」で提出された参加申込書等をもとに本要項に定めた要件を満たしていることを確認した後、参加申込者の参加可否を令和7年4月4日(金)までに電子メールで通知する。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査に係る提案書等の提出

①提出期間 令和7年4月4日（金）から令和7年4月23日（水）まで

②提出書類

項目	提案書表紙	A4 様式4	1枚
	業務実施体制	A4 任意様式	1枚
	実施方針等	A4 任意様式	1枚
	全体工程計画	A4 任意様式	1枚
	認証計画	A4 任意様式	1枚
	販売計画	A4 任意様式	1枚
	全体収支計画	A4 任意様式	1枚
	企画提案	A4 任意様式 ※一部A3折込可	5枚以内

※図面等を使用する場合はA3横も可とするが、A4に三つ折りし、企画提案に綴り込むこと。

③提出方法

正本1部を持参又は郵送し、別途町が指示する方法により電子データを提出すること。

電子データについては、一般的なソフト（Word、Excel、PowerPoint等）を使用して作成し、ウィルスチェックを行うこと。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時00分までとする（郵送による提出の場合は、期間内必着のこと）。

④提出場所

本要項「7・(1)・③提出先」に同じ。

⑤作成要領

ア 提案書

(ア) 業務内容や町の求める事項を十分理解した上で、以下の内容を記載すること（本要項「9・(2) 審査項目」および仕様書を参照）。

a 業務実施体制

業務実施に係る組織図を記載する。また、配置予定者（責任者、主担当者、従事者）の氏名・所属・役職・実務経験年数・資格・担当業務等を記載する。

b 実施方針等

本業務の目的・趣旨に照らして提案者の基本的な考え、実施方針等を記載する。

c 全体工程計画

プロジェクト登録、認証からモニタリングが完了するまでの工程、令和7年度以降の業務スケジュール案（工程表案）を記載する。

d 認証計画

町有林が持つ公益的機能を検証し、確実にJクレジット認証を受ける方法を提案する。

e 販売計画

認証クレジットを早期に、高価格で、かつ確実に販売する方法を提案する。

f 全体収支計画

令和7年度から令和16年度までの年度ごとの収支計画を作成して提案する。その際、次の事項を一覧表にまとめて提案すること。

(a) CO₂吸収算定量

(b) 売却益見込み（算定時の見込み単価も記載）

(c) プロジェクト計画書作成・登録費用見込み

(d) 各年度モニタリング検証費用見込み

(e) 各年度モニタリング実施費用見込み

(f) 当該事業における各年度の事業者手数料見込み（金額及び割合）

(g) 当該事業における各年度の町収益見込み（金額及び割合）

g 企画提案

本町にとって有益となるようなクレジット事業に付随する内容等を提案すること。

(イ) 片面で作成し、12枚以内でまとめること。

(ウ) 提出された書類は、審査及び説明の目的に、その他の写しを作成し使用することができる。そのため複写しやすい仕様とすること。

(エ) 文字の大きさは、原則11ポイント以上（図表中を除く）とすること。

また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用することは認めるが、別添の参考資料は認めない。

なお、業務提案書については、本要項「7・（4）・②提出書類」の順序に沿って作成すること。

(オ) 本プロポーザルにかかわる資料等の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

(カ) 審査の公平性を期すため、提案書には自社の企業名（共同事業体の場合は、参加する全ての企業名）を記載しないこと。

(キ) 参加資格審査の実施後、提案書作成に係る質疑は随時受け付けるが、回答内容は町ホームページ内にて掲載する。なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された提案内容と提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）により行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

- ①プレゼンテーション等の出席者は3名以内とし、本業務を主として担当する者を1名以上必ず参加させること。
- ②プレゼンテーション等の開始時刻や場所等については、参加資格審査結果通知に記載の上、メールで通知する。
- ③プレゼンテーション等は、提出された提案内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ④プレゼンテーションの持ち時間は説明・質疑応答込みで30分とする。
※目安として説明に20分程度、質疑応答に10分程度の配分で進めていくが、説明に20分かからなかった場合は、質疑の時間が増え、20分を超えた場合は、質疑時間が減ることになる。
- ⑤プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。
- ⑥応募者数が多数の場合、審査委員による一次審査を行い、プレゼンテーションでの審査を行う事業者を選考する場合がある。なお、一次審査結果については、応募担当者へ電子メールで通知する。
- ⑦審査の公平性を期すため、プレゼンテーション等では自社の企業名（共同事業体の場合は、参加する全ての企業名）を伏せて説明すること。

9 審査方針及び審査項目

(1) 審査方針

- ①本実施要項に規定する条件を満たしていること。
- ②関係法令及び条例・要綱等を遵守しており、これらに抵触していないこと。
- ③企画、資金調達、運営の管理体制等の事業推進体制が適切と認められること。

(2) 審査項目

大項目	中項目	評価の視点
① 運営体制 (10点)	ア 配置予定者の経験と業務実施能力	・クレジット業務の実績があるか。 ・当該業務を実施するために十分な技術力と経験を有しているか。
② 実施方針 (10点)	ア 目的、条件、内容の理解及び実施手法 イ 事業計画	・業務内容の理解、実施方針や実施手法が妥当であるか、プレゼンテーションにより判断する。 ・適正な事業計画となっているか。
③ 業務に対する意欲 (10点)	ア コミュニケーション力、取組姿勢	・コミュニケーション力、取組姿勢が当該業務を実施する上で妥当であるか、プレゼンテーションにより判断する。
④ 収益按分 (20点)	ア 町の収益割合に関する提案	・クレジット売却益から外部経費（妥当性審査費用・検証費用・外部委託モニタリング費用）を差し引いたプロジェクト粗利を基にした収益按分において、町の収益割合の高さを判断する。
⑤ 企画提案の内容 (50点)	ア 提案内容の的確性 イ クレジットの販売方法 ウ 大企業、北海道内企業への販売について エ 町のPR及びブランディングについて オ その他の提案	・町が求める的確な提案となっているか。 ・クレジットの販売方法について、具体的な提案となっているか。 ・大企業のほか、北海道内企業に販売する方法について、具体的な提案となっているか。 ・クレジット販売を行うことで、町のPRやブランディングにつながる具体的な方法を提案できているか。 ・その他町にとって有益となる魅力的な提案があるか。
合計 100点		

(3) 判定基準

委員会は、次に掲げる項目を全て満たし、各委員の評価点、順位及び総合得点を勘案し、全委員の合議によって最優秀提案者（優先交渉権者）を選定する。

最優秀提案者は受託者としての適正などを調整・協議の後、連携協定の締結を行う。

①評価項目「中項目」において、各委員の評価点を合計した点数が、それぞれ0点で

はないこと。

- ②各委員評価点の総合得点の平均が、60点以上の得点を獲得していること（100点満点で60点以上）。

9 結果の公表

選定結果については、最優秀提案者を町ホームページに公表する。ただし、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとする。

10 協定の締結等

町は、最優秀提案者として選定された者と速やかに双方担当業務内容を協議し、連携協定の締結を行うこととし、この協議には仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む。

なお、協議が不調の時は、次点者と協議を行う。

11 再委託の禁止

- ①協定の相手方は、町長の承認を受けずに再委託を行ってはならない。
- ②町長は、協定の相手方が担当する業務の主たる部分が含まれている場合は、再委託を承認しない
- ③ ①の承認により協定の相手方が第三者に委託を行う場合は、委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- ④協定の相手方は、委託先の行為について、全責任を負うものとする。

12 その他

- ①選考結果に対し、意義を申し立てることはできない。
- ②津別町情報公開条例（平成13年条例第10号）に基づく開示請求があった場合には、受託候補者の選定に係る情報を開示する場合がある。
- ③参加資格者は、辞退ができる。この場合における辞退を理由として、以後の発注者による他の入札等において不利益な扱いを受けることはないものとする。
- ④公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合及びそのおそれがある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置を行うこともある。
- ⑤参加資格者は、提案に当たり妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に通報及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、失格とすることがある。
- ⑥本実施要項に定めるもののほか、必要事項については、町の指示に従うこと。